



# 第2期 白河市 文化芸術推進基本計画



第2期

白河市文化芸術推進基本計画

令和5年3月 白河市

はじめに

文化芸術は、人々の感性や創造性を育み、表現力を高めるなどの力に加え、多様性を受け入れ、誰に対しても開かれた社会を形成する包摂の力を有しており、心豊かで潤いに満ちた日常生活や活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものです。



そして、本市には、阿武隈川や社川、隈戸川流域に広がる豊かな自然環境や白河関跡、南湖公園、小峰城跡などの国指定の史跡及び名勝、受け継がれてきた歴史、伝統文化など、文化芸術に親しむ恵まれた土壌があります。

このため、平成29年3月に「白河市文化芸術推進基本条例」を制定し、文化芸術の振興を通して、心豊かで潤いのある市民生活と活力に満ちた地域社会の実現に向け、市民の皆様とともに歩みを進めております。

また、平成29年6月には文化芸術基本法（以下、基本法）が制定され、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、文化芸術に関連する分野と連携し、文化芸術により生み出される様々な価値を、継承、発展、創造につなげていくという大きな方針が示されました。

これを受け、平成30年3月に、「第1期白河市文化芸術推進基本計画」を策定し、基本法で示された新たな視点も含め、文化芸術の振興により一層の力を注いできたところ です。

しかし、この間にも、想定を超えるスピードで進む人口減少や地域コミュニティの衰退、SDGsの考え方の普及、さらには情報通信技術の急速な進展など、文化芸術を取り巻く環境は、目まぐるしく変化し続けております。

こうした変化や課題を踏まえ、第2期計画においては、第1期計画から引き継いだ基本施策の推進はもとより、とりわけ、「社会的包摂の推進」、「文化団体やこどもへの支援・新たな担い手の育成」、さらには「白河ならではの文化の育成・発信」に重点的に取り組み、文化芸術が市民の生活に浸透し、より身近に感じられるような環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました白河市文化芸術推進審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をくださいました各位に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月 白河市長 鈴木和夫

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 国の動向	2
3. 県の動向	4
4. 自治体の動向	5
5. 文化芸術の意義及び範囲	6
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	7
2. 計画の位置付け	7
3. 計画期間	8
4. 本市の現況	8
5. 計画の体系	14
第3章 基本施策	
1. 【継承】文化芸術資源の継承	15
2. 【共有】本市特有の文化芸術の共有	16
3. 【整備】文化芸術環境の整備	16
4. 【発信】文化芸術情報の収集及び発信	17
5. 【活動への支援】文化芸術活動への支援	18
6. 【育成】文化芸術活動の担い手の育成及び確保	19
7. 【子どもへの支援】子どもの文化芸術活動の充実	20
8. 【機会の創出】文化芸術創造の機会の創出	21
9. 【交流】国内外との交流及び連携	22
10. 【活用】文化芸術の力の活用	22
第4章 重点施策	
1. 文化芸術による社会的包摂の推進	24
2. 文化団体や子どもへの支援、新たな担い手の育成	25
3. 「メイド・イン・白河の文化」の育成	25

第5章 役割分担と推進体制	
1. 求められる役割	26
2. 推進体制	27
参考資料	
1. 白河市文化創造都市宣言	28
2. 白河市文化芸術推進条例	28
3. 白河市文化団体連合会加盟団体一覧	30
4. 白河市文化芸術推進審議会	31
5. 文化芸術基本法	32
6. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	39
用語解説	43



平成 28 年 10 月開館 白河文化交流館コミネス

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

白河市には、古代より歌枕として名高い「白河の関」をはじめ、南北朝期に結城親朝により築かれ江戸時代には奥州の抑えとなった「小峰城」や、白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した日本最古の公園といわれる「南湖公園」、源義経が名付けたといわれる権太倉山麓の巨石「聖ヶ岩」、国内唯一とされるカヤツリグサ科の多年草「ビャッコイ」の自生地、日本三大提灯まつりのひとつに数えられる「白河提灯まつり<sup>1)</sup>」など、豊かな自然や多くの歴史的・文化的遺産が現代へと受け継がれています。

また、東北と関東の境に位置し、古くから人や物の往来が盛んであったことから、言葉や衣食住など生活文化の面では、南東北と北関東の色合いを持ち合わせ、伝統的な価値を守りながらも新しいものや多様性を排除しない気質が培われてきました。

戦後は、高度経済成長や農業の機械化に伴い生活が大きく変化するとともに、「心の豊かさ」が求められるようになり、音楽や美術、写真、文芸などの公民館活動やサークル活動が盛んになりました。昭和39年には「白河市民会館」を開館し、平成28年までの間、市民音楽祭や児童生徒のコンクールなど文化活動の発表や舞台芸術の鑑賞の場として、県南地方を代表するホールとしての役割を果たしてきました。

その後、人口減少や少子高齢化が急速に進み、伝統的な行事やお祭りの伝承が困難になるとともに、生活様式や働き方の変化に伴い、趣味や余暇の過ごし方も多様化し、サークルによる文化活動は停滞傾向にあります。

文化芸術は、私たちの感受性や創造性を育み、表現力を高めるとともに、成長を促します。その結果として他者とのつながりを持ち、相互に理解し合い、多様性を受け入れることのできる社会的包摂<sup>2)</sup>の機能も有しており、現代社会において重要な意義を持つと言えます。

また、地域の歴史、まちなみ等を資源として戦略的に活用し、その特色を生かした取組みを展開することにより、交流人口の増加や地域の活性化が図られるものと期待されています。

そのため、本市においては、劇場法の理念を踏まえ、年齢や性別、または個人を取り巻く社会的状況等に関わりなくすべての市民が潤いと誇りを感じることができる心豊かな生活を実現し、私たちのまちを「文化芸術の創造と交流による感動の舞台」とするため、平成28年10月に「白河市文化創造都市宣言」を行うとともに、他者との共感や参加が得られる「新しい広場」として、「白河文化交流館コミネス」を開館しました。

平成29年3月には、「白河市文化芸術推進条例」を制定し、文化芸術に関する施策について基本理念を定め、市の責務や市民の役割を明らかにするとともに、本市に

における文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めることを規定しました。これにより、平成30年3月に第1期の「白河市文化芸術推進基本計画」を策定し、5年間にわたり、文化振興に関する施策を推進してきました。

しかし、第1期計画期間中にも、人口減少・少子高齢化の急速な進行に伴い、様々な課題が顕在化するとともに、文化芸術に関する法律の改定や「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>3</sup>の考え方の普及、更には、新型コロナウイルス感染症のまん延や情報通信技術の著しい進展など、本市を取り巻く環境も大きく変化しております。

これらの様々な社会情勢の変化を踏まえ、新たな時代の潮流にあっても文化芸術の持つ創造性や社会への波及力を効果的に活用していくため、本市の文化芸術施策を推進するうえで基本指針となる第2期計画を策定しました。

## 2 国の動向

### (1) 文化芸術振興基本法の制定

平成13年12月に、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現のため、「文化芸術振興基本法」が制定されました。

また、平成24年6月には、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、その役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等を期することとされました。

### (2) 文化芸術基本法の制定

平成29年6月、少子高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことなどから、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するため、文化芸術振興基本法を改正し、「文化芸術基本法」が制定されました。法では、国による文化芸術施策の基本的な方向性を示す文化芸術推進基本計画の策定とともに、国の計画を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めることが努力目標として規定されました。

### (3) 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

平成30年3月、文化芸術基本法第7条の規定に基づき、文化芸術の多様な価値

を活用・循環させ、文化芸術立国を実現することを目指すため、「文化芸術推進基本計画」を国が初めて策定しました。（計画期間：平成30年度～令和4年度）

文化芸術推進基本計画の4つの目標

- ①文化芸術の創造・発展・継承と教育
- ②創造的で活力ある社会
- ③心豊かで多様性のある社会
- ④地域の文化芸術を推進するプラットホーム

#### （4）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の制定

平成30年6月、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律における基本理念

- ① 障がいの有無にかかわらず、鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者の文化芸術活動を幅広く促進すること
- ② 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化すること
- ③ 障がい者による作品等の発表や交流を促進すること
- ④ 障がい者による文化芸術活動に特化した措置の実施、文化芸術の振興に関する一般的な措置において特別な配慮を行うこと

#### （5）文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定

令和2年5月、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行されました。文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光を推進するために必要な措置等が定められました。

#### （6）文化財保護法の改正

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりにいかしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、平成30年6月、「文化財保護法」の一部が改正されました。



#### (7) 情報通信技術の急速な発達と普及

情報通信技術の急速な発達と普及は、情報の受信・発信を容易にし、私たちの生活に大きな利便性をもたらしました。また、映像や動画などデジタル技術の発達は、多様な文化芸術活動や創造を可能にするものと期待されています。

#### (8) 持続可能な開発（SDGs）の動き

誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、令和12年を年限とする17の国際目標が平成27年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。

### 3 県の動向

#### (1) 福島県文化振興条例の施行

平成16年3月、基本理念及びその施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民福祉の向上に資することを目的に「福島県文化振興条例」が制定されました。

#### (2) 福島県文化振興基本計画の策定

条例に基づき、平成17年3月に「福島県文化振興基本計画」を策定、平成22年3月には、様々な環境の変化を踏まえ、「福島県文化振興基本計画～ふくしま文化元気創造プラン～」が策定されました。その後、平成25年3月に、東日本大震災後の社会経済情勢を考慮して見直しが行われました。

令和4年3月、人口減少や高齢化、過疎化の進行に加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延や情報通信技術の急速な進展など、文化を取り巻く大きな環境の変化を踏まえ、厳しい社会経済状況にあっても、文化の振興を通して人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまを実現していくことを目指し、「福島県文化振興基本計画」が改定されました。

#### 福島県文化振興基本計画

- ①基本目標 育み、つなぎ、創造していく「ふくしまの文化」  
～人と地域が元気にあふれ、心豊かなふくしまへ～
- ②施策展開の視点と施策体系
  1. 県民一人一人が文化の担い手
    - ・県民の文化活動の促進

- ・芸術の鑑賞その他文化に接する機会の拡充
  - ・青少年の文化活動の促進
2. 多様で特色ある地域資源・文化施設をいかす
- ・伝統文化の継承及び発展
  - ・生活文化の充実
  - ・文化活動を行う拠点の機能の充実
3. 文化振興を地域の活性化にいかす
- ・文化の交流の推進
  - ・文化振興による地域づくり
- ◇デジタル技術の活用の促進
- デジタル技術を活用した創作活動の促進、活動成果の発表・鑑賞機会の充実、記録・映像の保存の充実、交流の促進など
- ◇SDGsの理念（誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会）の反映
- 性別や年齢、障がい等に関わりなく文化活動に取り組める環境づくり、多様な価値観の尊重、文化遺産の保護・保全など

#### 4 自治体の動向

文化芸術基本法では、国の責務として文化芸術推進基本計画の策定を義務付けるとともに、都道府県や市区町村に対しては、国が示した基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方文化芸術推進基本計画の策定を努力義務として規定しています。

文化庁の調査では、令和3年10月現在、都道府県で41、政令指定都市で19、中核市で52、その他の市区町村で228の自治体が基本計画を策定しています。また、文化芸術関係条例を制定している自治体は、都道府県で36、政令指定都市で8、中核市で28、その他の市区町村で104となっています。

こうした流れは、法律の制定によるもののほか、文化芸術の振興を行政施策の重要な柱として捉え、文化芸術の振興により、都市としての魅力や住民の幸福度の向上を図り、さらには、文化芸術の持つ創造性で地域課題を解決しようとする自治体が増えてきていることの表れと言えます。

文化庁では、文化芸術を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置づけ、文化庁長官表彰や国内ネットワークの構築などを通して支援しています。

海外においても、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取り組みが、行政や芸術家、文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとに進められてきました。こうした取り組みは「クリエイティブ・シティ」として国内外で注目されつつあります。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、世界各地の都市間の戦略的連携を通して文化芸術の波及効果を高めていくため、平成16年から「創造都市ネットワーク」事業を実施しており、国内でも創造都市の普及・発展を図ることを目的として、文化庁の支援のもと、平成25年に「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」が設立されています。令和4年12月現在で165団体が加盟しており、本市は平成29年3月に加盟しました。

## 5 文化芸術の意義及び範囲

### （1）文化芸術の意義

文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであるとともに、社会全体を活性化する上で大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」によれば、最も広義の「文化」と捉えた場合、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、人間と人間の生活に関わる総体を意味します。

### （2）本計画の範囲

本市の文化芸術環境の特性を考慮し、以下の分野とします。

- ① 芸術……文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術
- ② 芸能……講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ③ 生活文化……茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ④ 伝統文化……伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）、伝統工芸
- ⑤ 文化財……有形及び無形の文化財（史跡、歴史的建造物、民俗芸能等）



福島ビエンナーレ2022「風月の芸術祭 in 白河」

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、「白河市文化芸術推進条例」(平成29年白河市条例第14号)によります。

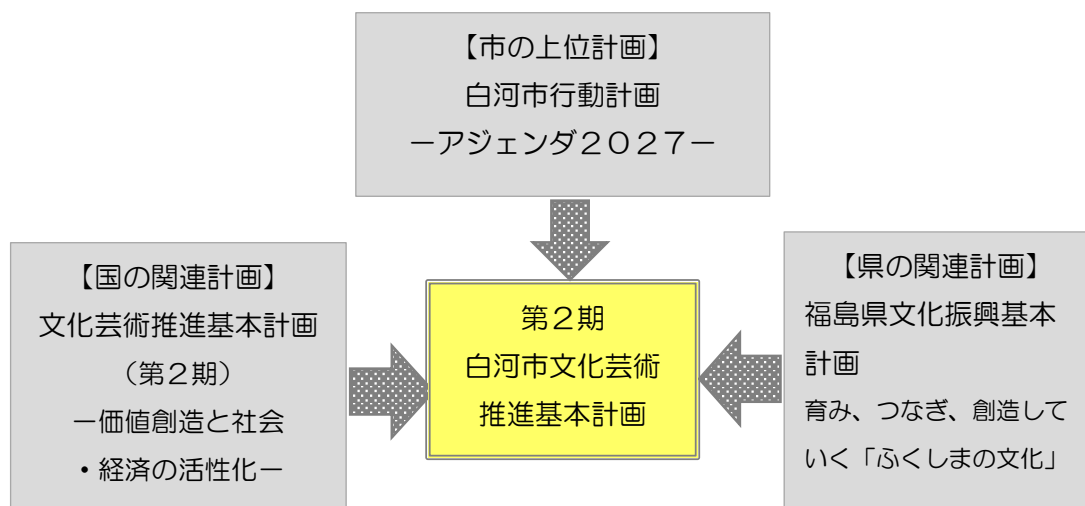
- (1) 文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。
- (2) 市民等が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- (3) 文化芸術を担う人材が育成されるとともに、文化芸術活動の促進が図られなければならない。
- (4) 過去から培われてきた本市の文化芸術が市民の財産として保護され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られなければならない。
- (5) 市民一人ひとりの価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られなければならない。

### 2 計画の位置付け

「文化芸術基本法」第7条の2及び「白河市文化芸術推進条例」第6条に規定された基本計画として、法及び条例の基本理念等を推進するとともに、「白河市行動計画－アジェンダ2027－」の下位計画として、連携を図りながら取り組んでいきます。

#### (1) まちづくりの理念

- ①市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり
- ②歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源を生かしたまちづくり
- ③子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり
- ④地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり



### 3 計画期間

「白河市行動計画－アジェンダ2027－」の計画期間（令和5～9年度）との整合性を図り、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間と定めます。

なお、社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要があれば計画期間中に見直しを行います。

計画期間

平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
【国】文化芸術推進基本計画 (第1期)－文化芸術の「多様な価値」 を活かして、未来をつくる－					【国】文化芸術推進基本計画 (第2期) －価値創造と社会・経済の活性化－				
【県】福島県文化振興基本計画 ～ふくしま文化元気創造プラン～					【県】福島県文化振興基本計画 (R4～12) 育み、つなぎ、創造していく「ふくしまの文化」				
【市】白河市第2次総合計画 後期基本計画					【市】白河市行動計画 －アジェンダ2027－				
【市】白河市文化芸術推進基本計画 (第1期)					【市】白河市文化芸術推進基本計画 (第2期)				

### 4 本市の現況

本市では、長い歴史を持つ文化事業を大切に継承するとともに、市民と協力しながら、文化芸術の振興を図ってきました。

平成28年10月、白河文化交流館コミネスの開館に合わせて「白河市文化創造都市宣言」を行い、平成29年3月には「白河市文化芸術推進条例」を制定し、「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」に加入しました。

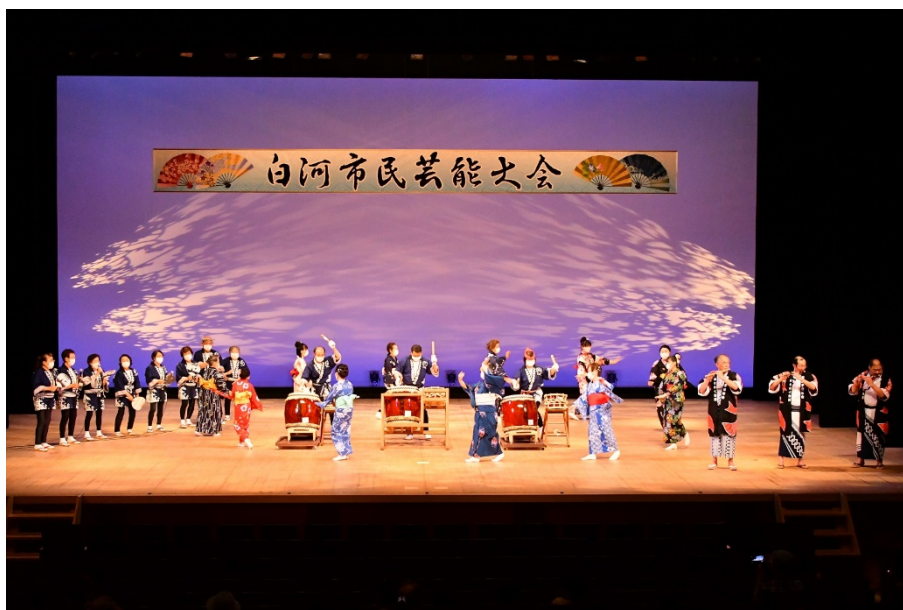
平成30年3月には、本市の文化芸術振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため、「白河市文化芸術推進基本計画」（第1期）を策定し、文化芸術活動を通して多様な市民等の参加・協働、地域資源の再発見や発信、教育、産業等の様々な分野との連携に積極的に取り組んでいます。

#### (1) 文化芸術イベントの実施及び支援

本市においては、白河文化交流館コミネスやマイタウン白河、各公民館などの施

設のほか、中心市街地のまちなかにおいて、多彩なジャンルの文化芸術関連イベントを開催し、イベントを通して多くの市民が文化芸術と触れ合う機会をつくっています。

また、イベントを主催するだけでなく、様々な文化芸術団体が活動の成果を発表する場の提供、文化芸術団体の育成、補助金の交付等を通して、市民の文化芸術活動を支援しています。



市民芸能大会

① 主な文化芸術イベントの実施

イベント名	目的	内容	主な対象者
市民総合文化祭	文化活動の成果発表 機会の提供及び振興	文学・音楽・美術・写 真・生活文化等の発表	一般市民
市民芸能大会	文化活動の成果発表 機会の提供及び振興	文化団体連合会加盟 団体による芸能発表	一般市民
市総合美術展覧会	文化芸術活動の成果 発表機会の提供及び 振興	美術作品の発表・鑑賞	高校生、一般市民
しらかわ音楽の祭典 (市民音楽祭)	創造的で情操豊かな 市民の育成	合唱・合奏の成果発表 及び鑑賞	小・中・高校生、 一般市民
福島ビエンナーレ「風 月の芸術祭」	歴史、文化を基盤と した創作、鑑賞、体 験等の活動	現代アート作品の展 示、講演会、ワークシ ョップの開催	小・中・高校生、 一般市民
まちなかデザイン事 業	アートによる地域課 題への取組み	芸術系大学と連携し たアート事業	小・中・高校生、 一般市民

イベント名	目的	内容	主な対象者
舞台を創ろう！夏の演劇講習会	演劇を通じた学びの機会と高校演劇部のレベルアップ	演出家、劇作家等による講習会	高校生
劇団による公開稽古&ワークショップ	芸術家の滞在型の文化芸術活動	制作過程の公開、小中学生対象のワークショップ	小・中学生、一般市民
芭蕉白河の関俳句賞	俳句による文芸の振興	俳句教室、吟行、表彰式、投句会	小・中・高校生、一般市民
敬老川柳コンテスト	世代間の交流促進、社会的包摂	高齢者の日常を詠んだ作品の募集	小・中・高校生、一般市民
小峰城歴史館企画展	市民の教育、学術、文化の発展	本市の歴史と関連する各地の資料の展示	小・中・高校生、一般市民
歴史民俗資料館講座	市民の教育、学術、文化の発展	本市の歴史に関する美術や古文書の講座の実施	一般市民
白河かるた大会	郷土の歴史や伝統への理解を深める	かるた大会、出前講座	小学生
ぐるり白河文化遺産めぐり	地域資源の価値を再認識する機会、本市の魅力発信	歴史、伝統、文化に触れながらのまち歩き	一般市民
白河市立図書館郷土講演会	市民が郷土の歴史に親しむ機会を設ける	研究者による本市の歴史に関する講演会	一般市民
白河市立図書館利用促進講演会	文芸文化等の推進及び図書館利用の増加	著名な作家等を講師に招いた講演会	小・中・高校生、一般市民
中山義秀 4 顕彰会事業	中山義秀の業績を称え文化の振興を図る。	文学賞選考会・授賞式及び講演会、文学ツアー、読書会等	一般市民
中央公民館発表会・習作展	文化活動の成果発表機会の提供及び振興	中央公民館クラブ会長会加盟団体による文化活動の成果発表	一般市民
春の文化展芸能まつり	文化活動の成果発表機会の提供及び振興	表郷文化団体連絡協議会加盟団体による芸能発表、作品展示等	一般市民

イベント名	目的	内容	主な対象者
表郷文化祭	文化活動の成果発表 機会の提供及び振興	表郷文化団体連絡協 議会加盟団体による 作品展示、芸能発表、 児童生徒の絵画・書の 展示等	保・幼・小・中 学生、一般市民
大信地域文化祭	文化活動の成果発表 機会の提供及び振興	作品展示、音楽祭、芸 能・のど自慢発表会、 児童・生徒合奏発表	小・中学生、一般 市民
東総合文化祭（芸能発 表会）	文化活動の成果発表 機会の提供及び振興	東文化団体連絡協議会 加盟団体による作品展 示、芸能発表、児童生徒 の絵画・書の展示等	幼・小・中学生、 一般市民
東音楽フェスティバル	音楽愛好団体間の交 流と音楽鑑賞の機会 の提供	合唱・合奏等の発表及 び鑑賞	中学生、一般市民
キッズシアター	演劇鑑賞を通じて児 童の豊かな情操を育 む。	演劇鑑賞	小学3～6年生
舞台芸術鑑賞授業	質の高い舞台芸術を 鑑賞することによ り、豊かな感性や想 像力を育み、創造性 豊かな人間形成を図 る。	プロによる舞台芸術 鑑賞	中学2年生

## ② 文化芸術活動への支援

事業名	目的	内容	主な対象者
文化団体の育成	文化活動の奨励及び 推進	指導及び助成	文化団体連合会加 盟団体等
白河市文化振興補助 金交付	文化芸術活動の支援 及び振興	文化活動、発表会等 への助成	文化団体及び個人

## (2) 文化芸術団体との協働

本市には、多種多様な分野において活発に活動する文化芸術団体が多数存在して



います。

市と文化芸術団体は、市が主催する文化芸術事業の運営委託、文化芸術イベントの共催等を通して連携することにより、共に本市の文化芸術振興に努めています。

### (3) 文化施設の整備

本市には、文化芸術活動を行うことができる場、文化芸術に触れることのできる場として、白河文化交流館コミネスや公民館等の施設があり、合唱や合奏等の音楽活動、絵画、書道、写真、デザイン、彫刻、陶芸等の美術作品制作活動等の幅広い文化芸術活動を支えています。

このうち白河文化交流館コミネスは、充実した設備や高い音響効果があることから、一流アーティストの公演が開催されるなど、県南地域の文化芸術の拠点として利用されています。開館から7年を迎え、稼働率も高いことから機器の劣化も予想されるため、長期修繕計画を作成し適切な維持管理が必要です。

また、東文化センターは開館後28年が経過しており、舞台設備や建物の老朽化が進んでいますが、近年、利用者が増加傾向にあり、特に高齢者等地域の方々の居場所としても賑わいを見せています。地域の文化芸術活動の場として、適宜必要な修繕が求められています。

なお、令和8年度以降を目途に、市民会館跡地に「複合施設」の開設が計画されており、この中に、工作室や音楽ルーム、多目的ルーム、和室等の生きがいくりの機能を含んだ「(仮称)生涯学習センター」が整備される予定です。工作や手芸などの創作活動、合唱やバンドの練習、講演会や研修会など幅広い世代の市民活動がより活性化されることが期待されます。

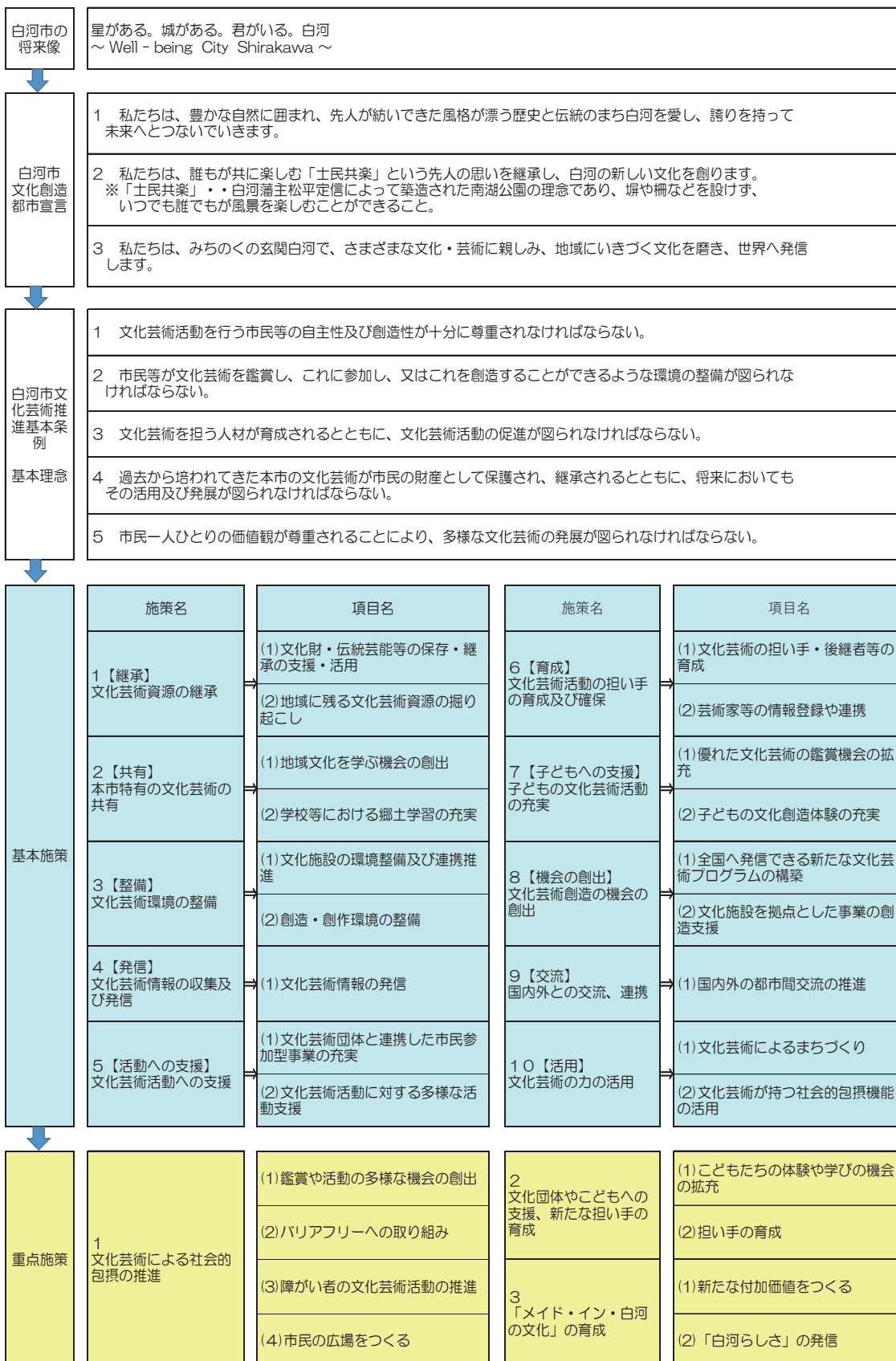


市総合美術展覧会

① 主な文化施設等

名称	施設概要
白河文化交流館 コミネス	大ホール、小ホール、楽屋（1～8）、練習室（1、2）、ミーティング室、キッズルーム、授乳室、レストラン等
東文化センター	ホール、練習室、楽屋、映写室等
マイタウン白河	地下：大会議室、地下会議室（1、2）等 1階：ギャラリー（1～4）、小会議室（1～3）等 2階：中会議室（1～4）、小会議室（4）、和室等 4階：多目的広場、多目的ルーム、調理実習室等
中央公民館	1階：大集会室、料理講習室、視聴覚室等 2階：大広間、控室、講習室（第1～第3）等
表郷公民館	集会室、研修室（第1、第2）、和室（第1、第2）、トレーニング室、創作室、音楽室等
大信公民館	1階：ホール、研修室（第1）、調理実習室、資料展示室等 2階：研修室（第2）、和室（第1、第2）等
東公民館	1階：会議室（大、小）、憩いの広間等 2階：大広間、和室等
市立図書館 りぶらん	1階：新聞・雑誌、産業支援コーナー、音と映像コーナー、児童書、視聴ブース、対面朗読室、地域交流会議室等 2階：一般書、ティーンズコーナー、郷土・行政資料等
表郷図書館	一般書、児童書等
大信図書館	一般書、児童書等
東図書館	1階：一般書、児童書等 2階：視聴覚室
歴史民俗資料館	展示室等
小峰城歴史館	展示室等
中山義秀記念文学館	展示室等
大信ふるさと文化 伝承館	展示室等
（仮称）生涯学習 センター	工作室、音楽ルーム、多目的ルーム、和室、調理実習室、研修室、学習ルーム（令和8年度以降完成予定）

## 5 計画の体系



## 第3章 基本施策

### 1 【継承】文化芸術資源の継承

代々受け継がれてきた文化財、伝統芸能等の文化芸術資源を将来にわたって継承していくとともに、時代にふさわしい発展を図るため、これらの保存や継承の支援、活用等に取り組みます。また、白河だるま等の伝統工芸、そばやラーメン等の食文化など、生活文化についても振興に取り組みます。

#### (1) 文化財・伝統芸能等の保存・継承の支援・活用

##### 現状と課題

- ・国指定、県指定をはじめ、有形無形の文化財が多数残されています。
- ・提灯まつりや各地区の盆踊りをはじめとする伝統行事や通過儀礼等が地域や家庭で受け継がれています。
- ・少子高齢化やコロナ禍により、伝統文化の担い手不足が問題となっています。

##### 今後の方向性

小峰城跡をはじめとする史跡の整備や、関辺のさんじもさ踊<sup>5</sup>、奥州白河歌念仏踊<sup>6</sup>など、地域に根付いた有形・無形の文化財や民俗芸能、伝統行事等の魅力を伝えながら、保存、継承の支援、活用、発信に努めます。

##### 事業例

小峰城史跡整備の関連事業/清水門復元整備事業/無形民俗文化財等支援事業  
/白河市文化財保存事業/デジタルミュージアム

#### (2) 地域に残る文化芸術資源の掘り起こし

##### 現状と課題

- ・名工小松寅吉<sup>7</sup>による狛犬や谷文晁<sup>8</sup>が手本をデザインしたとされる白河だるまは、伝統工芸としての価値に加え、観光や商業と結びつき、相乗的な価値が加えられています。
- ・本市の歴史や民俗には、まだ広く知られていない文化芸術資源が残されています。

##### 今後の方向性

「白河市文化財保存活用地域計画」に基づき、まだ広く知られていない文化芸術資源の掘り起こしに努めます。

##### 事業例

小松寅吉をはじめとする県南地域の石工が制作した狛犬や蒲生羅漢<sup>9</sup>など画人の作品調査等/美術・歴史・民俗資料調査

## 2 【共有】本市特有の文化芸術の共有

後世に伝えていくべき豊かな自然、歴史や伝統、様々な文化芸術資源に対する市民や文化芸術団体の共通の理解や認識を深めるため、普及啓発等に取り組みます。

### (1) 地域文化を学ぶ機会の創出

#### 現状と課題

- ・歴史民俗資料館や小峰城歴史館、中山義秀記念文学館において、地域文化を学ぶ展示が行われています。
- ・郷土食や和菓子等、食文化の伝承には取り組む余地があります。

#### 今後の方向性

本市特有の文化をより多くの市民が理解し、白河らしさを大切にする郷土意識を高めるため、地域文化を学ぶ機会の充実を図ります。

#### 事業例

歴史民俗資料館・小峰城歴史館・中山義秀記念文学館等における企画展の開催/  
郷土講演会/自然・歴史・文化を学習する講座/市民歌の普及/食文化の伝承事業  
の実施

### (2) 学校等における郷土学習の充実

#### 現状と課題

- ・小中学校において、史跡や歴史民俗資料館、小峰城歴史館等を見学し郷土を学ぶ機会が設けられています。
- ・景観学習やかるた遊びを通して、歴史や伝統を学ぶとともに本市の魅力を理解する活動が行われています。

#### 今後の方向性

子どもの頃から本市の魅力を理解し、自らの文化的背景として意識できるよう、学校や地域において郷土意識を育む学習の機会の充実を図ります。

#### 事業例

史跡や文化財に関する学習/白河の歴史文化再発見事業/歴史民俗資料館、小峰城  
歴史館の見学学習/白河かるた普及活用事業/景観学習事業/松平定信と渋沢栄一  
に関する事業

## 3 【整備】文化芸術環境の整備

市内にある文化施設等の在り方や整備、改修等について検討するとともに、市民と行政が連携し、市民等の活動機会の充実、創造及び創作環境の整備に取り組みます。

## (1) 文化施設の環境整備及び連携推進

### 現状と課題

- ・白河文化交流館コミネス及び市立図書館りぶらん、マイタウン白河において、それぞれの施設と連携した事業が行われています。
- ・開館から白河文化交流館コミネスは7年、東文化センターは28年が経過し、舞台設備等の適切な更新が必要になっています。

### 今後の方向性

建設を計画している複合施設も含め、各施設がそれぞれの特性をいかした事業を展開し、文化芸術の発信拠点として相互の連携に取り組むとともに、利用者が効果的に活動し、「市民の広場」として集うことができる施設となるよう努めます。また、各文化施設は、市民や文化団体が文化芸術活動を行う拠点施設であることから、設備等の更新や人材の配置、所蔵品や備品の充実等の環境整備に努めます。

### 事業例

こどもフェスティバル（白河文化交流館コミネスと市立図書館りぶらんの連携）  
/まちなか音楽3Days（白河文化交流館コミネスとマイタウン白河の連携）/  
市立図書館りぶらん館内及びエントランスギャラリーの展示/  
白河文化交流館コミネス・東文化センター・公民館等の充実

## (2) 創造・創作環境の整備

### 現状と課題

- ・日常的な練習や創作活動は、マイタウン白河や各公民館で行われていますが、中央公民館など一部の施設は、施設の老朽化が進んでいます。

### 今後の方向性

建設予定の複合施設に音楽ルームや工作室、和室等の生きがいつくりの機能を含んだ（仮称）生涯学習センターを整備し、幅広い世代が創作活動を行える環境の整備を図ります。また、市民及び芸術家等の創作活動や交流の場として、空き家・空き店舗等のリノベーション<sup>10</sup>を支援します。

### 事業例

（仮称）生涯学習センターの整備/空き店舗等のリノベーションの支援

## 4 【発信】文化芸術情報の収集及び発信

本市で実施されている文化芸術活動について、その裾野を広げていくため、文化芸術に関する情報の調査・収集を行い、市内のみならず国内外に向けた魅力ある情報の発信等に取り組みます。

### (1) 文化芸術情報の発信

#### 現状と課題

- ・市の広報紙やホームページ、SNS<sup>11</sup>を媒体として情報を発信していますが、催事によっては、市民の関心を高めることや集客に苦戦しています。
- ・白河文化交流館コミネスではラジオ番組を活用して、事業の周知や地域情報の発信に取り組んでいます。

#### 今後の方向性

ホームページやSNSのほか、テレビやラジオ、新聞など様々なメディアを活用し、本市の文化芸術情報の発信に努めます。特に、SNSでは即時性、双方向性といった特性をいかした運用を行い、効果的な情報発信に取り組めます。

#### 事業例

文化芸術情報誌・ラジオ番組の活用/観光等他分野との連携による情報発信

## 5 【活動への支援】文化芸術活動への支援

市民が、自主的、主体的に多様な文化芸術を鑑賞・参加・創造でき、様々な文化芸術活動が活発に行われるようにするため、市民や文化芸術団体への支援の充実を図るとともに、文化芸術活動を支援する人材や団体の育成を図ります。

### (1) 文化芸術団体と連携した市民参加型事業の充実

#### 現状と課題

- ・市総合美術展覧会など本市で実施されている既存の発表会や展覧会、音楽祭は、市民の日頃の活動の成果を発表する機会となっています。
- ・少子高齢化や価値観の多様化の影響から、既存の文化団体に参加する市民が減少傾向にある中、コロナ禍による活動の停滞もみられます。

#### 今後の方向性

・本市の文化芸術活動が活発に行われるようにするために、既存の発表会や展覧会、音楽会等の充実を図り、より多くの市民が文化芸術を身近に感じることができるきっかけとなる取り組みを行います。

#### 事業例

しらかわ音楽の祭典・市総合美術展覧会・市民芸能大会等の充実/公民館やマイタウン白河における文化祭・発表会等の充実

### (2) 文化芸術活動に対する多様な活動支援

#### 現状と課題

- ・文化団体連合会は、文化祭の開催や各種支援制度の案内を行うなど文化団体の活動支援を行うほか、様々な分野で活動する団体の交流の場となっています。
- ・ふるさと文化振興基金を活用した補助制度がありますが、コロナ禍の影響もあり

活用団体が減少傾向にあります。

#### 今後の方向性

市民や文化芸術団体が、日常の活動を行うための場所や成果を発表できる機会の提供、活動を支援する人材や団体の育成に努めます。また、文化芸術活動に対する各種支援制度の周知を図ります。

#### 事業例

文化団体連合会の運営/活動分野が異なる団体間の交流機会の充実/各種支援制度の紹介及び相談対応/専門人材の養成講座の開設

## 6 【育成】文化芸術活動の担い手の育成及び確保

本市に継承されてきた文化芸術活動の後継者の確保を図るとともに、文化芸術をけん引していく担い手を育てるため、人材の育成に向けた取組みのほか、文化芸術関係者との連携等に取り組みます。

### (1) 文化芸術の担い手・後継者等の育成

#### 現状と課題

- ・音楽や演劇などで、活動をけん引する新たな担い手が活動しています。
- ・白河文化交流館コミネスでは技術スタッフの研修やサポーター（ボランティア）の育成が行われています。

#### 今後の方向性

本市の文化芸術の発展に大きな役割を果たす担い手や後継者を育成するための機会の充実を図ります。また、文化芸術活動を支援する人材や団体、事業を支えるボランティアの育成等にも取り組みます。

#### 事業例

若手芸術家等への活動機会の提供/文化施設スタッフへの研修の実施/各種事業や施設ボランティアの育成/アートマネージャー<sup>12</sup>やアートファシリテーター<sup>13</sup>等の養成/専門家を交えたプロデュース事業や創造型事業の充実/共同制作事業の実施等

### (2) 芸術家等の情報登録や連携

#### 現状と課題

- ・白河文化交流館コミネスでは、本市出身アーティストによる公演を行っています。
- ・市総合美術展では、本市ゆかりの作家の依頼作品が展示されています。

#### 今後の方向性

本市ゆかりの芸術家、市内で活躍する市民や文化芸術団体、舞台関係技術者の情報を収集し、積極的に活用していきます。また、本市ゆかりの芸術家の市内におけ



る創作活動やワークショップの開催など、活動機会の充実を図ります。

#### 事業例

本市ゆかりの芸術家等への活動機会の提供

## 7 【子どもへの支援】子どもの文化芸術活動の充実

子どもたちの豊かな感性や人間性を育むため、地域社会や学校と連携し、子どもの頃から優れた文化芸術に接することができる機会を創出するとともに、子どもによる創造的な文化芸術活動の支援に取り組みます。

### (1) 優れた文化芸術の鑑賞機会の拡充

#### 現状と課題

- ・キッズシアターなど、学校教育において舞台芸術の鑑賞の機会が設けられているほか、小中学校へのアウトリーチ<sup>14</sup>事業を行っています。
- ・妊婦や小児を対象としたマタニティコンサート<sup>15</sup>と子育て相談会を合わせて開催しています。

#### 今後の方向性

子どもたちの表現力や創造力を養い、感受性豊かな人間として成長していくため、文化芸術鑑賞機会の提供や各種体験事業等の充実を図ります。

#### 事業例

キッズシアター・舞台芸術鑑賞授業の充実/アウトリーチ事業の実施/マタニティコンサートの実施/親子（未就学児を含む）で鑑賞できるプログラムの実施

### (2) 子どもの文化創造体験の充実

#### 現状と課題

- ・風月の芸術祭では、芸術家によるワークショップを開催し、小中学生が絵馬などの制作を行いました。
- ・芭蕉白河の関俳句賞や中山義秀記念作文コンクールに、数多くの子どもたちの作品が集まっています。

#### 今後の方向性

文化芸術を通して、子どもたちの無限の可能性を引き出すため、芸術家や文化芸術団体などとの連携により、子どもの創造的な文化芸術活動の支援を行います。

#### 事業例

親子で体験できるプログラムの実施/文化芸術団体との連携による学校の文化部への支援/参加型のキッズイベントの充実/中山義秀記念作文コンクール/芭蕉白河の関俳句賞/風月の芸術祭



演劇活性化事業「舞台を創ろう！夏の演劇講習会」

## 8 【機会の創出】文化芸術創造の機会の創出

文化芸術による魅力あるまちづくりを推進するため、文化芸術が有する自由な発想力、豊かな表現力、限りない想像力等を用いて、新たな事業の展開や、様々な創造機会の創出等に取り組みます。

### (1) 全国へ発信できる新たな文化芸術プログラムの構築

#### 現状と課題

・白河文化交流館コミネスでは「影向のボレロ」など作品創造型の演目に取り組んできたほか、風月の芸術祭では、芸術家のプロデュースの下、高校生によるアニメーション制作や上映会を行いました。

#### 今後の方向性

全国的に発信できる事業の展開を図ることにより本市のイメージアップにつなげ、新たな経済効果の創出を目指します。

#### 事業例

専門家を交えたプロデュース事業や創造型事業の充実/共同制作事業の実施等

### (2) 文化施設を拠点とした事業の創造支援

#### 現状と課題

- ・しらかわ演劇塾によるオリジナル作品の上演を支援しています。
- ・市民や団体の文化芸術の創造を支援する専門人材が必要です。

#### 今後の方向性

白河文化交流館コミネス等が拠点となり、新たな文化芸術を創造する機会を支援していきます。

### 事業例

専門人材の養成講座の開設やアウトリーチの実施等

## 9 【交流】国内外との交流、連携

市民や文化芸術団体の文化芸術に関する認識や創造性を高め、個性をいかした魅力あるまちづくりにつなげるため、国内外の都市等との文化芸術活動の連携や協働事業を推進します。

### (1) 国内外の都市間交流の推進

#### 現状と課題

- ・創造都市ネットワーク日本（CCNJ）に加盟し、先進都市との情報交換を行っています。
- ・コロナ禍により対面での都市間交流は停滞していますが、俳句作品募集など非対面での連携が行われています。

#### 今後の方向性

異なる文化芸術との交流により、新たな文化の創造や文化芸術活動の活性化が期待されることから、姉妹都市<sup>16</sup>や友好都市<sup>17</sup>などとの都市間交流を促進します。

### 事業例

コンピューニュー市や台南市（白河区）<sup>18</sup>との交流/芭蕉白河の関俳句賞での国内外の交流/創造都市ネットワーク日本（CCNJ）加盟都市との連携/友好都市締結25周年および友好都市締結のきっかけとなった三方領地替え200年」を記念した三市合同企画展の開催

## 10 【活用】文化芸術の力の活用

文化芸術によって生み出される様々な価値をいかして、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しながら、各関連分野における施策との有機的な連携を図るとともに、社会的包摂機能の活用を進めていきます。

### (1) 文化芸術によるまちづくり

#### 現状と課題

- ・川柳作品の募集を通して、世代間の交流や社会の構成員としての高齢者への理解を推進しています。
- ・南湖公園にアート作品を展示したり、アートワークショップを出店して賑わいを創出しました。

#### 今後の方向性

文化芸術が持つ様々な価値をいかし、まちづくり、教育や福祉、観光、産業その

他の分野と連携した施策の実施に努めます。

#### 事業例

風月の芸術祭によるまちなかでのアート作品の展示/まちなか音楽祭の開催/敬老川柳コンテスト/まちかど・家庭美術館事業の実施

### (2) 文化芸術が持つ社会的包摂機能の活用

#### 現状と課題

- ・白河市コミネス交響楽団や白河市コミネス混声合唱団などでは、幅広い世代の団員が支え合いながら、同じ目標に向かって活動しています。
- ・白河文化交流館コミネスでは、乳幼児がいる人や障がい者が利用しやすいように、設備や備品とともに、職員のサポート体制を整えています。
- ・バリアフリー演劇<sup>19</sup>やマタニティーコンサートを開催し、誰もが文化芸術を鑑賞できる機会の創出に取り組んでいます。

#### 今後の方向性

性別、年齢や障がいの有無、経済的な状況、国籍などにかかわらず、誰もが文化芸術に親しむことができるように鑑賞や活動の機会の創出に努めます。また、文化芸術活動に関わることで市民が生きがいを見出し、人と人とのつながりを持ち、地域社会の一員として支え合う社会の実現に努めます。

#### 事業例

関係団体と連携した障がい者作品展の開催/市内に居住する外国人の母国の文化を理解する講座



しらかわ音楽の祭典

## 第4章 重点施策

本市の文化芸術振興に向け、優先度の高い重要な事業を3つの重点施策として位置づけ、市民、文化芸術団体、関係機関と相互に連携し、取組みを進めていきます。

### 1 文化芸術による社会的包摂の推進

【目的】文化芸術活動に関わることにより、市民が日々の生活に生きがいを見出し、人と人とのつながりを持ちながら生活できるように多様な取組みや環境の整備を図ります。

#### (1) 鑑賞や活動の多様な機会の創出

多種多様な作品やプログラムをバランスよく企画し、市民が文化芸術と関わり参加できる事業を展開していきます。

事業例…白河文化交流館コミネス及び東文化センターの多種多様なラインナップの企画（洋楽、邦楽、演劇、映画、落語）

#### (2) バリアフリーへの取り組み

施設のバリアフリー化はもとより、上演内容や字幕、音声ガイドなど上演方法においてもバリアフリーの視点を持ち、障がい者や妊婦、外国人など、誰でも文化活動に参加できる環境の整備に取り組んでいきます。

事業例…「ウェルカム感」の発信/バリアフリー演劇/マタニティーコンサート

#### (3) 障がい者の文化芸術活動の推進

障がい者の個性や能力が発揮されるよう創作活動の支援や発表の場を設け、文化芸術活動を通じて社会参加が促進されるよう努めます。

事業例…関係機関と連携した障がい者作品展の開催/障がい者の文化芸術活動支援団体との連携

#### (4) 市民の広場をつくる

白河文化交流館コミネスなどの文化施設が、文化芸術活動の場としてのみならず、仲間とともに過ごす心の拠り所となるよう、団体育成や学びの機会を拡充していきます。

事業例…「マイホーム感」の発信/館付け団体等の育成/参加型、体験型事業の実施

## 2 文化団体や子どもへの支援、新たな担い手の育成

【目的】少子高齢化やコロナ禍などにより停滞傾向にある個人や団体の文化芸術活動に対して、芸術家や専門的な人材の活用や交流により、活性化や担い手の育成を図ります。

### (1) 子どもたちの体験や学びの機会の拡充

アウトリーチ型の事業を拡充し、本物の文化芸術に触れることにより、感性や情操を育み、将来の担い手を育成していきます。

専門的な人材を積極的に活用し、学校の文化部の活動を支援していきます。

事業例…学校や施設へのアウトリーチ/アーティストによるワークショップの開催

### (2) 担い手の育成

芸術家が一定期間市内に滞在して行う制作活動（レジデンス事業）や芸術家と交流しながら行う共同型事業を企画し、市民や団体が芸術家との関わりを持つ機会をつくり、市内を拠点に文化芸術分野で活動する担い手の育成を図ります。

また、本市における文化芸術施策の推進と支援を主な目的とし、専門的知識をもって、個人や団体が抱える課題に対処し、活動を支援する組織の設立について、調査・研究をしていきます。

事業例…芸術家によるレジデンス事業の実施/芸術家と市民（団体）の交流事業の実施/アーツカウンシル<sup>20</sup>の設立

## 3 「メイド・イン・白河の文化」の育成

【目的】市民が地域に誇りと愛着を感じられるように、地域にある自然や歴史、伝統などをいかした「メイド・イン・白河の文化」の育成を図ります。

### (1) 新たな付加価値をつくる

狛犬やだるまのように、地域にある歴史や伝統、自然を基盤とする文化に光をあて、磨きをかけることで、新たな付加価値を生み出し、本市の文化として内外に発信していきます。

事業例…風月の芸術祭（アートだるまコンテスト）

### (2) 「白河らしさ」の発信

白河らしい文化を基盤に、姉妹都市や友好都市をはじめ、市内外、国内外との文化的な交流を進めていきます。

事業例…海外からの俳句作品の募集やリモート投句会の開催

## 第5章 役割分担と推進体制

### 1 求められる役割

#### (1) 市

市は、文化芸術に関する施策の体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めます。将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めます。文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講じます。さらに、市民が障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができるよう、障がい者の文化芸術活動を幅広く促進するとともに、発表や交流の機会を設けるなど、地域の特性に応じた施策を講じます。

市民が主役であるという考え方に立ち、文化芸術活動を支援する市民に向けた積極的な情報提供の役割を担い、文化芸術活動の場の充実や文化施設等の適切な運営を通じて、市民が活動しやすい環境づくりを行います。環境整備は、市民や文化芸術団体と連携して進めていきます。

また、地域の文化的資源の継承や共有に努め、新たな創造のための支援を行い、戦略的に文化芸術に関する施策を推進していきます。

#### (2) 市民

市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術を享受し、これに参加し、またはこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に努めます。多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めます。

文化芸術に親しみ、取り組み、支えるのは、一人ひとりの市民です。一人ひとりが文化芸術への理解を深め、主体的に関わる意識を持ち、積極的に活動することが心豊かな生活へとつながります。

市民による文化芸術活動の輪を広げていくためには、身近な人への呼びかけや活動への勧誘を行うなど、文化芸術活動に主体的に参加することが期待されます。

#### (3) 文化芸術活動を行う団体

文化芸術活動を行う団体は、地域社会を構成する一員として自主的な文化芸術活動を行うとともに市民の文化芸術活動の支援に努めます。

文化芸術の創造を通じて、市民の文化芸術への興味や関心を高め、活動を促すとともに、将来の文化芸術を支える人材を育成するなどの、様々な役割を果たすこととなります。

また、文化芸術団体が連携し、様々な市民が参加できる事業を企画運営すること

で、多彩な文化芸術を育むことが期待されます。

#### (4) 学校

市内の学校には、多様な文化芸術が子どもたちの成長に与える重要性を十分認識し、優れた文化芸術に触れ合う機会を更に充実していくことが求められます。

保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等には、文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会を積極的に提供していくことが期待されます。

#### (5) 企業・事業者

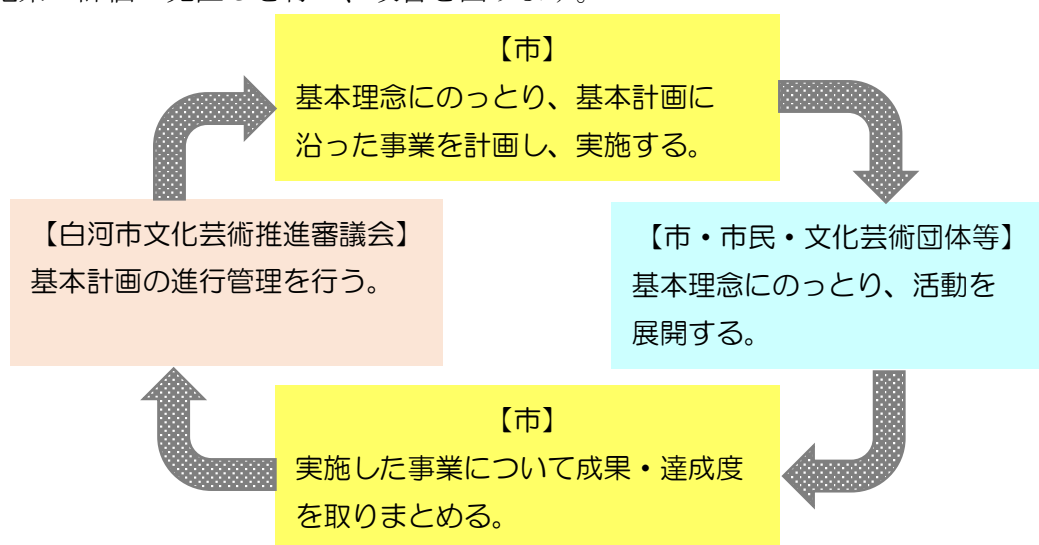
文化芸術が経済活動等の多様な分野と相互に影響し合うことを踏まえ、企業・事業者の持つ様々な資源をいかし、文化芸術振興につながる社会貢献活動等を果たしていくことが求められます。

文化芸術の様々な効果は、地域経済や社会福祉、教育、地域コミュニティ等幅広い分野において期待されています。そのため、市内の企業や商店、ギャラリー、NPO等には、文化芸術を意識し、活動の機会や場を提供するなどの支援が期待されます。

## 2 推進体制

本市の文化芸術の振興を図るためには、市と市民、文化芸術活動を行う団体等が協力、連携しながら、基本計画を推進していくことに加え、基本計画で示された施策が効果的に実施され、それが基本目標の実現に向かっているかどうか、その進行管理を行うことが重要です。

そのため、市は、数字で表されるものとそうでないものがあるとの認識の上で、施策ごとに成果や達成度を取りまとめ、白河市文化芸術推進審議会において、定期的に施策の評価・見直しを行い、改善を図ります。





## 参考資料

### 1 白河市文化創造都市宣言（平成28年10月23日）

私たちは、豊かな自然に囲まれ、先人が紡いできた風格が漂う歴史と伝統のまち白河を愛し、誇りを持って未来へとつないでいきます。

私たちは、誰もが共に楽しむ「士民共楽」という先人の思いを継承し、白河の新しい文化を創ります。

私たちは、みちのくの玄関白河で、さまざまな文化・芸術に親しみ、地域にいきづく文化を磨き、世界へ発信します。

### 2 白河市文化芸術推進条例

平成29年白河市条例第14号

（目的）

第1条 この条例は、本市における文化芸術に関する施策についての基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を担う人材が育成されるとともに、文化芸術活動の促進が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が市民の財産として保護され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民一人ひとりの価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策の体系を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及びこれらの活動の支援に努めるものとする。

2 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に努めるものとする。

2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術活動を行う団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体は、地域社会を構成する一員として、自主的な文化芸術活動を行うとともに市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、文化芸術に関する施策を推進するための基本的な方向性その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術推進審議会)

第7条 基本計画その他の本市における文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、白河市文化芸術推進審議会を置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3 白河市文化団体連合会加盟団体一覧

令和5年3月現在

ジャンル	No.	団体名	所属地域
美術・工芸	1	白河美術協会	白河
	2	白河絵画クラブ	白河
	3	白河陶芸愛好者連絡会	白河
	4	白河日本画教室「青丹会」	白河
書道	5	白河書道クラブ	白河
	6	しらかわ かなを学ぶ会	白河
	7	大信書道クラブ	大信
写真	8	ふるさと写真塾	白河
	9	白河デジタル写真クラブ	白河
	10	風景写真塾NE	白河
	11	写友(景)	白河
音楽	12	白河女声合唱団	白河
	13	ABOO Singers	白河
	14	たのしい歌声クラブ	白河
	15	混声合唱団しらかわ	白河
	16	たいしんコーラス	大信
	17	白河ジャズオールスターズ	白河
音楽(邦楽)	18	白河謡曲会	白河
	19	白河民謡馬喰節保存会	白河
	20	白河民栄会	白河
	21	民謡研究光堂会 白河支部	白河
	22	奥州白河太鼓	白河
	23	五箇琴の会	白河
	24	松仙吟道会白河支部	白河
	25	白鳥琴の会	表郷
	26	表郷和太鼓愛好会	表郷
	27	表郷ギタークラブそれいゆ	表郷
	28	中新城碁匂太鼓保存会	大信
	29	大信こだま太鼓	大信
	30	東琴の会	東
	31	ひがし民謡踊り連合会	東
文芸	32	川柳能因会	白河
	33	県南俳句協会	白河
	34	風日句会	白河
	35	宗祇白河連句会	白河
カラオケ	36	近藤歌謡教室	表郷
	37	表郷カラオケクラブ	表郷
	38	緑歌謡教室	表郷
	39	大信カラオケ教室	大信
	40	東カラオケ連合会	東

ジャンル	No.	団体名	所属地域
舞踊・ダンス	41	白河民舞愛好会	白河
	42	虹縹会	白河
	43	内海道敬会	白河
	44	道芳会	白河
	45	詩舞静養会	白河
	46	白河フラサークル Na hoa le'ale'a	白河
	47	舞踊愛好会藤の会	表郷
	48	兼坂駒藤会	表郷
	49	びゅっこい連	表郷
	50	日本舞踊藤蔭流白ゆり会	表郷
	51	手話振り 道の会	表郷
	52	NA・SHI・RAベリーダンス教室	表郷
	53	黄金おどりの会	表郷
	54	大信おどらん会	大信
	55	東踊りの会	東
	56	創作舞踊 芳泉流	東
	57	日本現代舞踊内海流道富寿会	東
	58	東輪の会	東
茶道・華道	59	白河茶道連盟	白河
	60	白河華道連盟	白河
	61	おもてごう華道連盟 花の会	表郷
園芸	62	白河東盆栽愛好会	東
生活文化	63	白河の関 愛石会	白河
	64	しらかわ語りの会	白河
	65	日本将棋連盟 白河支部	白河
	66	白河歴史文化協会	白河
	67	白河盆踊り保存会	白河
	68	木綿の会	表郷
	69	あどにす手芸クラブ	表郷
	70	表郷パソコンクラブ	表郷
	71	白河北郷史談会	大信
	72	瑞穂の会	大信
	73	小野田婦人会	東
健康	74	白河花架拳クラブ	表郷
	75	表郷ヨガクラブ	表郷
	76	表郷太極拳	表郷
合計	76団体		

- ◆内訳
- ◇白河 (39団体)
  - ◇表郷 (20団体)
  - ◇大信 (8団体)
  - ◇東 (9団体)

#### 4 白河市文化芸術推進審議会

##### (1) 委員名簿

No.	氏名	所属等
1	宮田 慶子	白河文化交流館コミネス館長
2	浅川 なおみ	福島県教育委員 しらかわ音楽の祭典実行委員会委員長
3	鳴島 あや子	白河文化団体連絡協議会常任理事 しらかわ語りの会会長
4	小林 成子	表郷文化団体連絡協議会会長
5	高橋 昭市	大信文化団体連絡協議会会長
6	本宮 孝子	東文化団体連絡協議会会長
7	海野 仁兆	(特非)しらかわ歴史のまちづくりフォーラム副理事長
8	我妻 栄一	白河市社会教育委員
9	和知 健明	ダルライザープランニング代表
10	青砥 和希	(一社)未来の準備室理事長

##### (2) 策定経過

###### ① 会議の開催状況

	日程	場所
第1回	令和4年6月13日(月)	白河市役所本庁舎
第2回	令和4年11月29日(火)～30日(水) 視察研修	北上市生涯学習文化課 北上市さくらホール
第3回	令和5年1月15日(日)	白河文化交流館コミネス
第4回	令和5年3月22日(水)	白河市役所本庁舎

② パブリックコメント

令和5年2月1日から令和5年2月16日まで、パブリックコメントを実施しました。

③ 白河市文化団体連合会への説明

令和5年2月15日に、白河市文化団体連合会理事会への説明を行いました。

④ 白河市教育委員会からの意見聴取

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第2項の規定により、令和5年2月16日に、白河市教育委員会定例会において、白河市教育委員会の意見を聴取しました。

## 5 文化芸術基本法

平成13年12月7日法律第148号  
（改正 令和元年6月7日）

### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にあいながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化

芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の

意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。  
(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
  - 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。  
(地方文化芸術推進基本計画)
- 第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第3号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これ



らの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 6 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30年6月13日法律第47号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者を

いう。

(基本理念)

第3条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- (2) 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- (3) 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施

策

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第2号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第3項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第3章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第9条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第11条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第10条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第11条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第12条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第13条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第14条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第15条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 国及び地方公共団体は、第9条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第10条の支援を行う者、第12条第1項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第18条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(関係者の連携協力)

第19条 国及び地方公共団体は、第9条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 障害者文化芸術活動推進会議

第20条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

#### 用語解説

##### <sup>1</sup> 提灯まつり

白河地方の総鎮守である鹿嶋神社の例大祭。約400年の歴史と伝統を誇り、神輿の町内渡御や提灯行列、山車の引き回しなどが町内をあげて盛大に行われる。

##### <sup>2</sup> 社会的包摂

市民ひとりひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方。ソーシャル・インクルージョン。

##### <sup>3</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。Sustainable Development Goalsの略称。

##### <sup>4</sup> 中山義秀

本市出身の芥川賞受賞作家。最後の文士と称され、晩年には野間文芸賞や日本芸術院賞を授与された。

##### <sup>5</sup> 関辺のさんじもさ踊

天道（太陽）の正常な運行と害虫の防除を念じて五穀豊穰を祈願する白河の代表的な天道念仏踊。

##### <sup>6</sup> 奥州白河歌念仏踊

本市を中心とする県南地方一帯に伝えられた五穀豊穰や地区内の安全を祈願する歌念仏踊。

##### <sup>7</sup> 小松寅吉

明治時代、福島県内で活躍した石工。特に、狛犬彫刻を芸術にまで高めた名工。

##### <sup>8</sup> 谷文晁

江戸時代後期の画家で、江戸画壇の重鎮として活躍した。白河藩主松平定信の御付絵師となり数度白河を訪れ、「小峰山房」と名付けたアトリエを構えた。『集古十種』など定信



の文化事業の中心的役割を担ったほか、小峰城の庭園「三郭四園」や南湖の絵も描いた。

<sup>9</sup> 蒲生羅漢

羅漢山人などと号した江戸時代後期の白河の画家で、谷文晁に入門し、20歳のとき藩主定信の命により京都・石山寺の縁起絵巻の模写事業に参加した。小峰城の東にある羅漢山のふもとにアトリエを構え、亡くなるまで白河で過ごし、城下や周辺の人びとに請われて多くの作品を残した。

<sup>10</sup> リノベーション

建築物の修理、改造。耐震性や省エネ性などの機能を高めたり、用途を変更するなど、既存の建物を大規模改装し新しい価値を加えること。

<sup>11</sup> SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

<sup>12</sup> アートマネージャー

文化芸術と社会をつなぎ、芸術家を支え、文化芸術普及のために様々な工夫を凝らす役割を担う人。

<sup>13</sup> アートファシリテーター

文化芸術において調整役となり、具体的な作業や実務を実践していく役割を担う人。

<sup>14</sup> アウトリーチ

文化芸術の分野では、通常の活動の場で接する機会の少ない人々に対して、出張コンサートやイベントなどを催すこと。

<sup>15</sup> マタニティーコンサート

妊婦がお腹の赤ちゃんと一緒に楽しむコンサート。

<sup>16</sup> 姉妹都市

フランス共和国オワーズ県コンピエーニュ市、アメリカ合衆国ミネソタ州アノーカ市。

<sup>17</sup> 友好都市

三重県桑名市、埼玉県行田市、埼玉県戸田市。

<sup>18</sup> 台南市 (白河区)

観光や文化で交流を図っている台湾台南市の北部にある地区。

<sup>19</sup> バリアフリー演劇

字幕、音声ガイド、舞台手話通訳により、あらゆる人がともに楽しめるように、様々な鑑賞サポートを取り入れた演劇。

<sup>20</sup> アーツカウンシル

高い専門性を持つスタッフが、地域の文化芸術の推進を目的に、専門的知見に基づき、文化芸術活動に対するアドバイスや相談、調査研究、情報発信、政策提言などを担い、地域の特色を尊重しながら伴走型で支援する組織。

